

【辰野町塩尻市小学校組合】 端末整備・更新計画

2025年3月

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
① 児童生徒数（人）	105	110	105	105	100	
② 予備機を含む 整備上限台数（台）	120	126	74	0	-6	
③ 整備台数（予備機除く）（台）	0	40	65	0	0	
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	40	65	0	0	
⑤ 累積更新率	0%	36%	100%	100%	105%	
⑥ 予備機整備台数	0	6	9	0	0	
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	6	9	0	0	
⑧ 予備機整備率		15%	14%			
※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する						
端末の整備・更新の考え方	辰野町塩尻市小学校組合では児童用端末を令和2年度にリースで36台、購入で94台導入している。 辰野町と更新時期を合わせ、令和7年度には消耗の激しい小学校5、6年生分の端末を優先的に更新する。また、令和8年度には小学校1～4年生分の端末を更新し、2ヶ年で全児童に1人1台届くようにする。なお、予備機も15％分購入し、突発的な端末破損があった際にも児童生徒の学びを継続できるようにする。 性能は全学年で文部科学省より示された最低スペック基準を満たすGoogle Chromebookとする。					
更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について	○対象台数:130台 ○処分方法 ・リース会社へ返却:36台 ・使用済端末を学校で再利用 :50台(教員用10台(再リース)、特別支援用10台、各学校予備用30台) ・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託 :44台 ○端末のデータ消去方法 ・リース返却端末はデータ消去もリース会社に依頼し、証明書発行により確認する。 ・購入端末は処分事業者へ委託し、証明書発行により確認する。 ○スケジュール(予定) 令和7年9月 リース端末をリース会社へ返却(R1開始分)、データ消去証明確認 新規購入端末の使用開始 令和7年11月 リース端末をリース会社へ返却(R2開始分)、データ消去証明確認 令和8年7月 辰野町と取引のある小型家電リサイクル法の認定事業者から処分業者を選定 令和8年9月 新規購入端末の使用開始 使用済み端末を処分業者へ引き渡し、データ消去証明確認					
「⑤累積更新率」が令和10年度までに100%に達しない場合は、その理由	・					